

# 報道資料 5

平成 27 年 2 月 10 日

報道機関各位

環境課長



## 三条市初！ 歩車分離式信号の運用を開始

「主要地方道長岡・見附・三条線」と「県道三条停車場・四日町線」の交差点の安全性向上のため、現在ある信号機の運用を平日朝の時間帯のみ「歩車分離式」へと変更します。歩車分離式信号の運用は、市内では初の試みです。

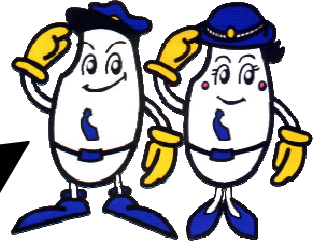
- 1 運用開始日 2月18日（水）
- 2 対象交差点 南四日町（一）交差点  
（柵橋屋菓子店前 南四日町1-13-1付近）
- 3 運用内容
  - ・現在、運用されている信号機を「歩車分離式」へと変更。（歩行者と車両が同時に動く時間が生じないように信号機の制御を変更）
  - ・歩車分離式となる時間は、月曜日から金曜日の朝7時から9時までの2時間
  - ・歩車分離により、歩行者の斜め横断が一部可能に（斜め横断専用信号機を設置）
- 4 事業効果
  - ・歩行者と車両が衝突するリスクを低減
  - ・右左折車両は歩行者の横断を待つことが無くなり、円滑な通行が可能
- 5 その他
  - ・運用開始日は、施工工事の都合により延期となる場合があります。

担当：環境課 交通政策室 小林・大桃  
電話：0256-34-5511（内243）

三条警察署から、信号機に関するお知らせ

ほしやぶんりしき

# 「歩車分離式信号」の 運用が始まります



南四日町(-)交差点は、朝の時間帯は歩行者、車両ともに通行量が多く、横断歩道を渡ろうとする「歩行者」と「車両」が衝突する交通事故発生の危険がありました。

歩行者等の安全と車両の円滑な右左折を図るため、このたび一部の時間帯に歩車分離式を取り入れ、信号機を運用することになりましたのでお知らせします。

## 「歩車分離式信号」とは・・・

歩行者と車両の通行する時間を分け、歩行者側の信号が「青」のときは車両側は「赤」、歩行者側が「赤」のときは車両側は「青」となるよう信号が切り替ります。

歩行者が道路を横断するときは、全ての車両が止まった状態となるため、安全に横断することができます。

【詳しくは裏面をご覧ください】

歩車分離に  
なる時間帯

月曜日から金曜日の  
午前7時～午前9時の間

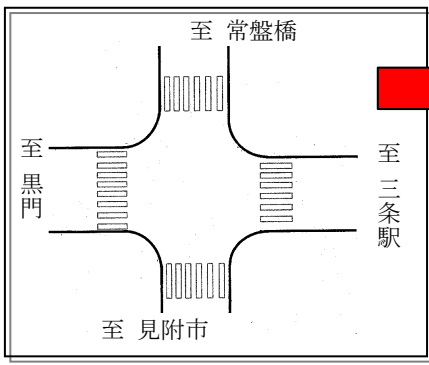
※上記以外の時間帯は、通常どおりの運用となります。

運用開始 (予定)

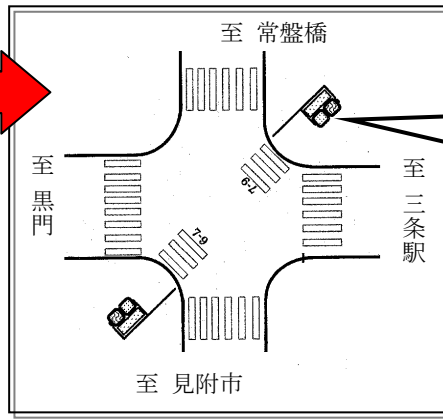
2月中旬頃～

※積雪等により、開始時期が遅れる場合があります。

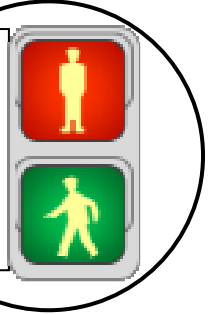
# 1. 道路の表示などが変わります (横断歩道と歩行者用信号機の追加)



※既存の信号機は図面では省略

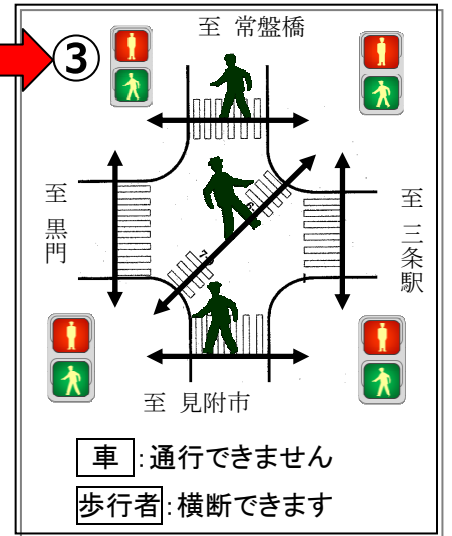
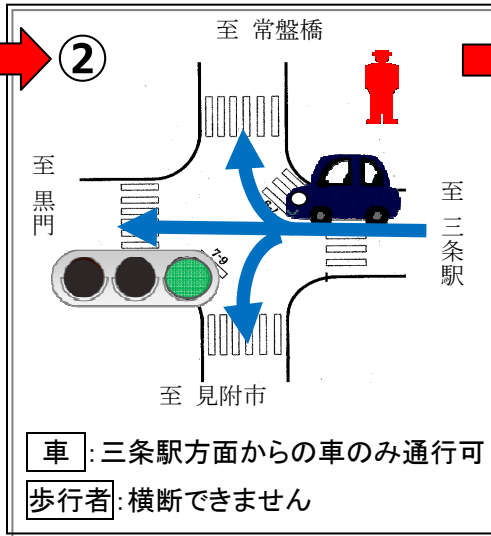
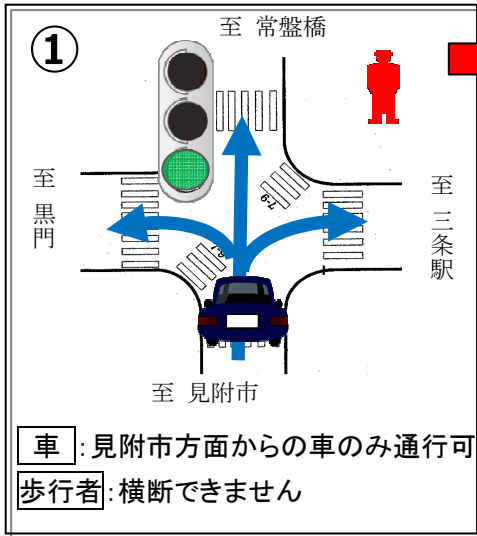


斜め横断専用



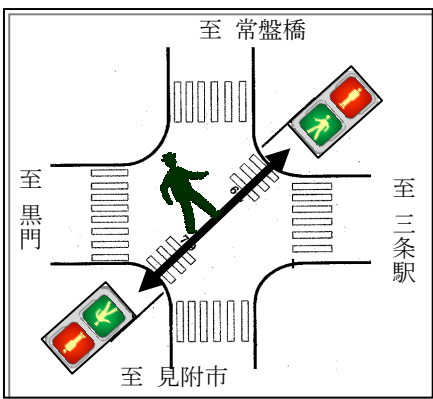
斜め横断用の「横断歩道」と「歩行者用信号機」が新しく設置されます。

# 2. 信号機の順番 (サイクル) が変わります



※自転車の通行については図面では省略しています

# 3. 歩行者の「斜め横断」が可能になります

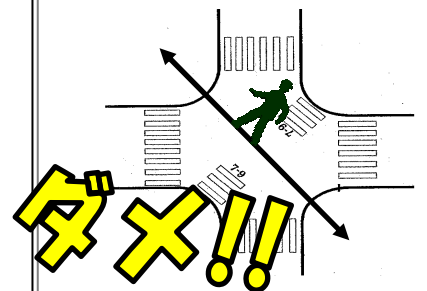


これまでの「タテ」「ヨコ」の横断のほか、「ナナメ」にも横断できるようになります。

「ナナメ」への横断は、「斜め横断専用」の信号が「青」のときだけ可能です。

※他の歩行者用信号機と見まちがえないよう、充分注意してください。

横断歩道のないところの斜め横断はできません!



自転車で通行するときは...



通行量の多い交差点です。周囲の安全に注意して渡りましょう。

自転車から降りて渡るとき

... 歩行者用信号機 に従い、自転車を引いて渡りましょう。

乗ったまま交差点内を通るとき

... 車両用信号 に従い、道路の左側を走りましょう。

歩車分離になる：月曜日から金曜日の午前7時～午前9時の間  
時間帯

※これ以外の時間帯は、通常どおりの運用となります

お問い合わせ先：三条警察署交通課（電話 33-0110）または市役所環境課（電話 34-5511）まで